

Works of salary

エンジニアのために 実現する

Α **20**%

В **10**%



注:法改正その他により随時料率が変更とな ります。また、3ヶ月間の平均収入額で変更と なることもあります。



A 会社運用費

- ●会 社 所 得 税:担税力の源泉を、所得、消費及び資産と区分した場合に、所得に対して課される税金
- 会社消費税:商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税金
- ●法 税:法人の所得金額などを課税標準として課される税金
- 費:メディアを利用した宣伝活動(人材採用のため)
- 事業所運用費:家賃、光熱費、事務機器リース料等
- ●内 勤 給 与:システム本部以外の正社員の給与及びボーナス
- 経費等その他:打ち合わせ費、交通費、など

B 調整費

- ●本人通勤費
- 一 部 交 通 費
- 給:入社7ヵ月目より10日間支給
 - 櫟 費:待機時には最低給与額を保証(下記①、②を参照)
 - ボーナス:4月~9月就業期間分が冬のボーナス、10月~3月就業期間分が夏のボーナス
 - ボーナス時保険料: 下記保険料 会社負担分Cをボーナス分に適用 ※ボーナスは入社7ヵ月目から起算。但し、業績連動により変動する可能性あり

会社負担分社会保険料

- ●健康保険料:健康保険に加入する被保険者が医療の必要な状態になったとき医療費を会社が一部負担する制度
- 厚生年金保険料:日本の民間企業の労働者が加入する公的年金制度の会社負担分
- ●雇用保険料:労働者が失業したときの失業給付金や教育訓練給付等に充てられる雇用保険の会社負担分
- 労 災 保 険 料:業務災害及び通勤災害にあった労働者又はその遺族に、保険給付を支給する政府管掌の保険(全額会社負担)
- 石綿臨時拠出金:07年4月より石綿健康被害救済のため、すべての労災保険適用事業場の事業主が負担することとなる
- 児童手当拠出金: 児童手当に充てるため、厚生年金保険の適用事業所の事業主がその拠出をする
- ●介護保険料:満40歳以上の者が被保険者となる。介護サービスを利用するときの介護費を会社が一部負担する制度

D 本人額面

- 税:個人の所得に対して月ごとに課税される税金。所得とは、収入から経費等を差し引いた利益のこと
- ●健康保険料:健康保険に加入する被保険者が医療の必要な状態になったとき医療費を本人が一部負担する制度
- 厚生年金保険料:日本の民間企業の労働者が加入する公的年金制度の個人負担分
- ●雇用保険料:労働者が失業したときの失業給付金や教育訓練給付等に充てられる雇用保険の本人負担分
- ●介護保険料:満40歳以上の者が被保険者となる。介護サービスを利用するときの介護費を被保険者が一部負担する制度
- 与:基本給のうち、35%相当は定額割増賃金として支給する
- *各種社会保険適用
- *入社日は応相談
- *ボーナスは支給月に在籍していることが条件(但し、入社7ヶ月目から起算) *給与支払いは当月末締めの翌々11日払い
- *待機時は以下の給与となります。
- ①入社直後:以下、給与計算方法とし、自宅待機とする。

 月給(20万円)
 大
 過去3ヶ月の所定労働日数
 大
 60%

 その月の所定労働日数
 大
 過去3ヶ月の暦中数
 大
 60%

計算方法:

②弊社プロジェクト参画後:直近3ヶ月の平均賃金の6割が支給され、自宅待機とする。